### 出席議員及び欠席議員

出席議員

二番

日井戸立福中廣安鈴

比野部川井村瀬藤木 良裕広和浩浩

監住会収教上福

室 課

渡西

雅 清 政

民

査 保 計

険

課 委

主

中 辺 П

真

員 幹

森 Щ 総参

祉 下

健

康

長

野田村木橋

孝

豊北村高

俊

水

課 課

課

奥

澄尚敏興晃則文勉

長長長長

都参

市

環境農

政

長兼

大

平

喜

義

課 課

長 長

子已哉一子一良孝之

哲

七番

六番 五番 四番

八番

勝

議事日程

玲

九番 十番

田

Ŧī. 郎

議案第三十七号 会議録署名議員

北方町国民健康保険条例

 $\mathcal{O}$ 

一部を改正す

る条例制定に

ついて

町長提出)

の指名

な

欠席議!

員

職務のため出席

た事務局職員の氏名

会

務

局

長

橋

会 事

記

小 木 高

野村 林

子 明

第四

卓 幸

議案第三十八号 工事請負契約の締結について 北方町総

合体育館大規模改修工事)

長提出)

議案第三十九号 平成二十 | 年度北方町 一般会計補正予算

第四号)を定めるについて

町長提出)

平成二十一年度北方町国民健康保険特別

第

五.

議案第四

+

号

Ξ

説明のため出席

した者の職氏名

議 議 議 L

教副町

長 長 長

川本戸

兵 美 夫

山室

繁英

育 町

宮

浩

第六

議案第四十

号

会計補正予算 第一号)を定めるについ

長提出)

平成二十一年度北方町老人保健医療特別 会計補正予算 第 号) を定めるについ

-57-

議案第四十二号 平成二十年度北方町 7 一般会計歳入歳出 長提

第

七

決算 の認定に ついて 町長提出)

第 八 議案第四十三号 平成二十年度北方町国民健康保険特別

会計歳入歳出決算の認定について

町長提出)

第 九 議案第四十四号 平成二十年度北方町老人保健医療特別

会計歳入歳出決算の認定について

町長提出)

第 十 議案第四十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算の認定について

町長提出)

平成二十年度北方町下水道事業特別会

計 歳入歳出決算の認定について

町長提出)

算 の認定について 町長提出)

平成二十年度北方町上水道事業会計決

する陳情

第十三

陳情第

号

C型肝炎被害者救済

の意見書採択に関

第十二

議案第四十七号

第十

議案第四十六号

厚生都市常任委員長報告)

第十四 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出に

ついて

#### 五 本日の会議に付した事件

日程第 一から日程第十四まで

追加 日程)

第 意見書案第 一号 薬害C型肝炎 ・ウイ ル ス性肝炎患者

 $\mathcal{O}$ 

救済に関する意見書について

議員提出)

第 意見書案第二号 民主党政 権公約に関する意見書につい

議員提出

議 長 の辞職 の件

第 五四 議 長 への選挙

第

三

第 副議長の辞職 の件

第 六 副議長の選 学

第 七 常任委員の選任

第 もとす広域連合議会議員の選挙

第 九 農業委員の推薦

町長提出

第

議案第四十八号 監査委員の選任同意について

議会運営委員の選任

第十一

第十二 議会運営委員会の閉会中の継続調査申 し出に ついて

午 前九時五十四 分 開

議長 井野勝已君 改めまして、 おはようございます。

きょうは、 全員の出席をいただきましてまことにありがとうご

審議のほどお願いいたしまして、 ざいます。本定例会は最終日を予定しておりますので、慎重な御 開会をいたしたいと思います。

りますので、 ただいまの出席議員数は十人でございます。定足数に達してお 議会は成立をいたしました。これより平成二十

第六回北方町議会定例会第三日の会議を開きます。

程第一 会議録署名議員の指名 本日の日程は、

お手元に印刷配付のとおりであります。

議長 日程第 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名

町長提出

木浩之君及び二番安藤浩孝君を指名いたします。議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において一番

## 日程第二 議案第三十七号について

部を改正する条例制定についてを議題といたします。一、議長 日程第二、議案第三十七号 北方町国民健康保険条例の一

だ上。 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行い

質疑、討論省略の声あり

七号を採決いたします。一、議長「質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

とおり可決されました。一、議長の御異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案の

## 日程第三 議案第三十八号について

 $\overline{\phantom{a}}$ 

北方町総合体育館大規模改修工事)を議題といたします。 議長 日程第三、議案第三十八号 工事請負契約の締結について

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行い

ます。

質疑、討論省略の声あり

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十

八号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

とおり可決されました。一、議長の御異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案の

日程第四 議案第三十九号について

計補正予算 第四号)を定めるについてを議題といたします。、議長 日程第四、議案第三十九号 平成二十一年度北方町一般会

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行い

るので、 ŧ すよね。 九番 らっしゃるのか、 やっぱり乗ってもらわないといけないので、 をしているのかというような質問を出されたわけですけれども、 どうされるのか。それから、 十五万円、 らなければいけないと思うんですが、 ターミナルをつくるということで、 かというような批判がありましたけれども、これについては今後 い出るわけですが、勉強会をやっていて、家 回何か日を設けるとか、 ったいないような気がするので、 日 トイレとかいろんな維持費を考えると結構莫大な数にな 今まで安藤議員がバスに乗ってもらうためにどんな方策 比玲子君 県が振興補助金をくれるということで、その半分ぐら 質問します。 八ページの最初のところですけれども、 何かしないと、せっかくつくったのに 県から借りる借地料は百五十万円で その辺についてどう考えてい トイレを私はどうしても それで工事請負費が千百五 町として、例えば月 一軒できるじゃな バ ス

町長 ナル 員さんの意見とか、 とその価格について御議論があったというふうに承知しておりま ことをごらんいただいてもわかりますように、 ではな 判断して、 ったわけでございますけれども、 の建設とあわせてトイレをあそこに設置するという計画はな したがって、 勉強会のときのお話も聞 かという結論になりましてお願いをすることにしたわ やっぱりトイレがいろんな角度から検討をしても必 これの経過を言いますと、補正で上がっておる 周辺の住民の皆さん方の御要望などを総合的 いておりますけれども、 協議会 の中とか、 当初はバスターミ あるいは委 いろいろ

うふうに骨を折っていただきまして、こういう結果になったわけ で、その方向で建築を進めさせていただきたいというふうに今思 ら検討させていただいて、 法も含めて、 そういう建築のスタイルではなしに、 きますけれども、 けませんけれども、 いただいておるわけでございますから、とりあえずと言ってはい いますし、 でございます。 に受けとめてくれまして、 陳情などもさせていただいたわけでございますが、振興局も真剣 せていただきました。 変努力をしてくれまして、 金をいただく方法はないかということで、 てようということについては、 手法を知りませんがプレ まして研究をした結果、 いということで、 ございました関係 けでございます。 っておるところでございますので、 大勢の皆さんの血税をいただいて、 もっと安くできる方法がないかということをこれ したがいまして、 当初計画をいたしました型式にこだわらずに、 時間的 で、 一応業者等から資料などを取り寄 この予算はこういうふうに計上させていただ 議長にもその間お願いをして、私と できるだけ使 御提案をさせていただいておる金額 にもこの議会に ハブというんですか、 具体的に安い方法があると思いますの じゃあその半額を県費補助しようとい 振興局と再三いろんな交渉や詰めをさ 何とか県でも国でも 御指摘のことはもっともでござ よろしくお願いをしたいと思 い勝手 実際現場で建てるような手 間に合 副町長や総務課長が大 0 い 町政を運営させて 既製品のものを建 いも せるのに制 のを せたりいたし いので補 つくりた

と撤退をすることがやむを得ん措置として出てくるわけでございまでもなく営利企業でございますので、赤字が累積をいたします設をつくりましても、利用者がなければ、バス会社は申し上げるそれから二点目の、議員から御指摘のとおり、どんな立派な施

ます。

したが 事だと思うんです。これからはそういう環境づくりを行政として 催をしておるんですけれども、どうもその中の議論でも、じゃあ られるものになればいいなという気持ちもあるわけでございます。 勢がどうしても薄いんではないかというふうに思っております。 そういう前向きの議論が出てこないというのが、 んな議論を、 住民の意識の問題でもあると思うわけでございます。ただ、いろ にしなければならんと思っております。これはいつにかかって、 発展することはあっても廃線になるというようなことのないよう のバスターミナルがそういう意味でのこの町 住民の皆さんに訴えていきたいというふうに思 たち乗ろうじゃないかという気持ちを持っていただけることが大 んなことは言うけれども、 は消化不良の気持ちで議論を聞いておるわけでございます。 おれたちが中心になってバスに乗ろうじゃないかという意見が、 したがいまして、 つくり出していただいて、 ことに広い意味ではなるわけですけれども、 道 私が 今議員がおっしゃるような方法で、いろんな手だてを講じて 衰退をしていくという共通な危機意識を持てるような方策を がなくなりましてから表玄関的なものがありませんので、こ かねて って、 住民の少しずつ意識改革ができて、 公共交通対策委員会というのを民間の人も含めて開 から申し上げておりますように、 十分そこら辺はバス会社 やっぱりこの足を守らんと北方の町が 具体的にその課題に取り組 の動向等も把握をして Þ の玄関口に位置づけ 北方町というの っておるところで っぱりじゃあおれ 非常に私として 住民参加という むという姿

議長 ほかございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

討論ございますか。

討論省略の声あり)

採決いたします。 、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第三十九号を

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

とおり可決されました。一、議長の御異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案の

## 日程第五 議案第四十号について

します。 保険特別会計補正予算 第一号)を定めるについてを議題といた一、議長 日程第五、議案第四十号 平成二十二年度北方町国民健康

W上。 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行い

質疑、討論省略の声あり)

号を採決いたします。議長質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

おり可決されました。、議長の興議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のと

## 日程第六 議案第四十 一号について

たします。 健医療特別会計補正予算 第一号)を定めるについてを議題といく 機医療特別会計補正予算 第一号)を定めるについてを議題とい議長 日程第六、議案第四十一号 平成二十一年度北方町老人保

…1。 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行い

質疑、討論省略の声あり)

一号を採決いたします。一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

とおり可決されました。議長の興議なしと認めます。よって、議案第四十一号は原案の

## 日程第七 議案第四十二号について

歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。一、議長 日程第七、議案第四十二号 平成二十年度北方町 一般会計

監査報告を求めます。

ます。一、監査委員 ただいま指名を受けました監査委員の森敏幸でござい

せていただいております。 監査委員二人、廣瀬和良さんと私で行って、意見書を提出さす。 監査委員二人、廣瀬和良さんと私で行って、意見書を提出さまして、町長さんから法令に基づきまして審査に付されておりま平成二十年度の 一般会計ほか特別会計、そして公営企業につき

基金の運用状況の監査報告をさせていただきます。それでは、平成二十年度の北方町の一般会計歳入歳出決算及び

監書類もよく整備されておりまして、本決算は適正なものと認め 説係法令に準拠して作成されておりまして、その係数も正確で、 産に関する調書と関係証書類を照合し、審査した結果、いずれも 歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財 歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財 歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財 よびに関する調書と関係証書類を照合し、審査した結果、いずれも はで、

以上でございます。類、帳簿、証書類と符合しており、適正であると認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、関係書

行います。一、議長を提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を

 $\overline{\phantom{a}}$ 指しますか。 書によると若干反対のことが書かれているわけですけれども、 年の秋ごろからだと思うんです。 ではないかと思っていたんですけど、この状況はどう としては個人町民税は本当は減って、 の補正を今度は組むわけですけれども、 個人町民税はプラスの補正を組んで、 収入未済額は 日比玲子 ちょっと理解ができないんですけど。 |億二千三百五十万三十六円になります。 この決算では二千百五十三万二千 最初の二十年 法人町民税は若干ふえる 景気が悪くなったのは去 法人町民税は の当初予算 Ł いうことを 百 マイナス の説 そい 私 明  $\mathcal{O}$ 

の方が 参事兼税務課長 並みの収入は得られるだろうということで予算計上をしておった う状況になっておるわけですけど、 見させていただいたという当初予算の考えです。 方におきましては、 ふえております。 わけであ が厳しいということで減を多少見ておったわけです。大体前 まして、 世 前 半は確かに所得の伸びが考えられるということでそれ 界的な経済不況によりまして、 一・七%調定額がふえております。 後半に ります。 ついては所定外労働賃金とかについても大変経済 調定額におきまして、前年度に対して一・七% 十九年と二十年度を比較しますと、 確かにリーマン・ショック以後、 こういう経済状況を踏まえまして大幅 当初予算のときにおきまして 御存じのとおり現在 そして、 法 去年の九 個 人町 人町民税 な減 民税 こう 年度 を見 月 以  $\mathcal{O}$ 

一、九番 日比玲子君 政策審議会についてでありますが、私の理解

とその辺が疑問に思いましたので、 とか四というのによりますと、 例とか法令に基づいてこれがつくられているのかどうか、 が 悪 できる。 カュ 知りません 法令に従えばいろんなものができるんですけど、条 が、 これ 条例 は地地 方自 お尋ねをしたいと思います。 لح か規則をつくって新たなも 治法 の第百三十八条 ちょっ

ですか。 議長 今ちょっと最初が聞きにくかったんですが、政策審議会を

 $\overline{\phantom{a}}$ 

な性格 町長 九番 がないような気がするので、 議会を設置したというも 答申をいただくとか、 政運営に住民の理解をいただくために、 に少しでも関心を持っていただいて、 るんです、 法令とか規則に基づいてそうい ございまして、 して考え出したものでございまして、自治法に基づいて行うよう に言われるのは、 旨 それから各地で恐らく青空何とかというような、 集まっていろんな話し合いをするというような性格 この会議、 の会議ではありませんので、 政策審議会に 日 比玲子君 地方自治法のこれは。 自治法に基づくかた苦しいといいますか、そうい 組織ではございません。 かって県がやっておりましたがやがや会議と そうです。 つきましては、 そういうようなものではなくて、よく世 のではございませんので、 その辺についてお尋ねしています。 地方自 ったものができるようにな だけど、うちにはそういうも 御 条例を設置して、 経済状況の非常 承知 治法 住民参加の したがって、 のとおり、 の第百三十八条 御 一つの手法と この政策審 住民が自主 諮問をして に厳 理解 住 のも 民 をいた びが行政 ってお の 三 L ので 間 項 町

うな感じを受けるんですけど、名称を変えることについてはどうけている以上は、やっぱり地方自治法のこれにのっとってやるよ九番 日比玲子君 理解はしましたけど、審議会という名前をつ

だきた

いと思

います。

ちょ ると、 らか 味での住民参加 つくら もございません しれませんけ したがいまして、 すので、こういう名称にさせていただいたところでござ いかというような観点からも御意見をいただけますと、 いろんな施策について無理だとか、 さんにそういう意味で行政に参加をしていただくということに う名称にしても私は構わ が基本にな いる以上 っておりますの っていろんな御意見をいただく場の支障が生じておるということ 長 ついて異議があるという意見もあり の形で反映をしてほしいという気持ちが当然出てま っとよくわ 一方でまた、 住 たり、 なけ 名 称に 民 は、 れば の皆さんの受けとめ方も、 っているので、 やっぱり法令 御協力を れども、 つきましては、 で、 ので、 いかんとかそういうことではないわけで、 かりません することは の町政が実現できるという私 政策審 自分たちからも提案をして、 よろしくお願 ぜ きょうまで審議会でいろいろと御 11 ただい 議会というある意味かた苦しいことかも ひこのまま続けさせていただきた な その に基 します 0) いと思っております。 審議会という名前を で、 て 辺がお互いまやか づい お願 H おります過程にお いをいたします。 無駄だとか、 て審 自分たち いしたいと思 審 ませんし、 議会というのを 会と の方の判断 現在行われ の言 ただ、 しな 不要なも いうの つけたら条例 そのことによ V ったことが いますが。 て、 のか、 住 本当 が います。 議 ŧ つくる どうい いります ておる のは 論 あ 民 りま を の意 な て

九番 えたとき、 体 職 どの 員 比玲子君 正 が 職員がこの決算 くら 五十二人、 例 えば いなのかわ それ 义 書館 は 上 理解することにします。 トと から かりませんけ 0 正規賃金が いうのは物件費で上が いきますと百二十三人、 八十 れども、 方円 そういうこと から九 って 十万円 そ れ

保障が 若干五 だけ 題がずうっと、 時 こと パートがいる。 今度私たちは千円ぐらい上げたらどうかと、 しれませんが、パート 意味で身分保障をされている。 けれども、 って、 がどんと私たち されて一つのことをきちっとやっていくためには、 ろいろ書い ていただいておるわけですけれども、 を私はしていないんですけ いている。 かんでいると思いますけ 一つのことをなすに当 税法上 職員 改 |職員の方の仕事を補 この辺について、 かそういうことで補 ではとてもじゃない、 は 革 それからパートの 臨 プランで、 あ 円とか十円とか上げていただいてはいるんですけれども、 の方が多いわけですよね。 時職員がお るかもしれませんけど、 っても大事じゃないかと思うんですけど、 の絡みとか、 やっぱり一 担任を持っているかどうかというのは、 月にすると七万かそこらということになり てありますけ 去年、 そういう形の中で、 の職 正 場に 職員はもう定数だってふやせな って嘱 パート賃金を上げてほしいということで、 たって、 0 人、三層か四層のこういう中で行政をや 日比谷公園での派遣法 つの行政として、 っている部分もあるかもしれないですけれ いれども、 おりてきて 人は時間給で何もなしですよね。そして ろ れども、 ってきていると思うんですけれども、 賄えないという問題もあ れども、 託員、 いろ働く人の扶養とか、 臨時職品 正職員がい それ 臨時 賃 例 そういうことを考えるときに、 Þ その辺を考えて、 金 えば保育所、 いるわけですよ 今派遣労働者の派遣法 にあわせて、 員 職員が嘱託員になるんです は約三分の っぱりある程度身分保障 本当に正職員 の方はいろいろあるかも て、 きょうも意見書は の問題がありま 臨時職日 正職 一ぐら これ ち 県 そういう身分 って、 ね いろ 員が 、ます。 。 正 は ょ 員 の事務委託 そういう に は 国 いろんな 職 つと確認 員が 11 11 した の問 ただ て、 お 0

いらっしゃいますか。の賃金もちょっと上げるとかということについては、どう考えての少しこうした人たちを、臨時職員を正職員にするとか、パート

一、

すね。 を市 ばわかりま ますし、 後の交付税とか何とかにはね返るシステムに今まではなっておる どんふえてい ていただきましたように、 り九○%になっているわけですよ。 経常収支比率というのは八九・九%になっているんですね。 い切って定員をふやしたりするということに二 わけです 率直な疑問 長でございましたけれども、 ことをやっているわけですし、 日本の社会 ことで差別して採用するということに良心がとがめますけ しますと、 おるわけでございます。 っておるというふうに私自身は承知をいたしております。 つくづく現実問題として考えますと、こういう労働者をそういう 町村までこういうふうにやれという指 の上と申 私も L 今度  $\dot{p}$ か 員 非常に現在 の採用の仕方と の形態 減 の御指摘 すように極力抑える方向 を言ったわけですけれども、 町長に就任いたしましたときに、 雇えんわけでござ らすように減らすように努力をしてきておるわ し上げてもいいと思いますけれども、 の決算を見ていただいてもわかりますように、 なかなかどの地方自治体もそのことを心配 っておるんです。 の中から現実に合わせてみると、 摘 は、 とり 私 事 は こういうのは何とかならんかという ほどさように、 *\*\ わ Ð しかし、 け臨職 現に総務省なんかは、 ますので、 っともな御指 提案説明 で、 の扱 いう そういうのはすべてその 人件費 きょうまで働く人たち そういう問 示を出しておるわけ 0 いに 経費がどんどんどん 今の副町長が総務 は不自: 摘だと思 のときもお話 は見ていただけ の足を踏 ついては、 我慢をして 然な方法 日 定員 本全国同じ 題 って んでお から して、 し いれども、 をさせ の計 聞 律上 け 11 思 で ŋ 課 画

> 現状を考えて、 とっていかざるを得んというふうに、 うするかということになりますと、 きますと、 ふうに思っております。 正規の職員として採用をするということは今日的 けでございます。 職員よりも。 ながらあ って、 いと、そういう事情も御 て遜色のないような努力はいたしますけ ると思い 臨 議 まし 相 ると思 、ますけ、 職 員 互. 現状 のお 矛盾を起こしておるような状況 の方が多い職場もあるわけです て、 こんなことは私も不自然だとは思いますけ 北方町の将来を見た上での財政的な安全運転をど います。 れども、 のような状況にならざるを得んということが っしゃることも私は当然のことをお しかし、 実と法 保育所なんかの例を見てもわ 現実に町 理解をいただけ 極力賃金なんかも、 めら 政を運営させてい 残念ながら今のような体制を 大変苦しい気持ちでおるわ たような臨 いれども、 たらありが Ą 臨 他 御指 な環境が許さな 職 の市 の方が との たいなという つし 摘 町村にとっ かりますよ のように れ Þ したが 正規 、ってお

議長 そのほかございませんか。

六番 りまして、 いかんと思うんですけ いれども、 簡単 えると、 なんかですと、 保護が大き なければ 本当に本人の努力ではどうしようもないという、手を差 立川良 に 今度受け 安直に 我 社会的な環境というんですか、 いけないという、 いです 々議会に参加をいたしまして、社会的 別れて、 五人に Ĺ 大変 ね。 の中 れども、 おっしゃることもよく理解できるんです で絶対にやらなきゃ いくという結果じ 一人が準要保護になるわけですね。 香 受け皿づくりというのはやらなきゃ の原因という 今 回 一の決算 やな の中で、 大変厳しくなってま  $\mathcal{O}$ いかんこと、 は離別というか、大 いかなと。 要保護とか進 な弱者という 西

度民主 仕事と、 の扱 るめ これ 当かどう 見ておって、 議をしに来るということが権利としてあるわけでして、 非常に難しいんですね。 祉手当を手にするとかというようなことの監視体制というも ょ かなきゃいかん 会になっていくのは非常に心配をいたします。 かという、 でというか、 かりますし、 円とかというの いことがあ っと考えていかなければいかんじゃないかなと思 この家 いを慎 ぜひ予算に反映をしていただけるとありが て質的 から予算 あ かになるんじゃないかと、 ったん 党がばあ 人の これ カュ 常に難し 子育て支援が、 重にしなけ 知 な政策というか、 庭 社会的 余りにも金額が大きくなってきておりますの やらなきゃ ると思う りませんけ はやっぱり本人たちの努力でもうち は  $\mathcal{O}$ でしょうけれども、 力 厳 つと勝 のじゃないかなというのを私見していただきま 編成期を向 は、 い問題 L はできな な抑止力というか、 何も考えんとそこだけばあ いから手を差し伸べなきゃというのはよくわ れば ったじゃない 最 れども、 でして、 V なら 近は 独身で別居し かんと思うんですけど、 かえますので、 いことと、 これを絶対やらなきゃ んと 権利意識 生活保護ありとか、そういう社 Þ どこまでどうしたら、 不正な手法 いう行 です つばり子育 Þ も強 た方が精神的にも経 頑張ればできるじゃな か。 つぱ 政側 結果というか によ いし、 あ ŋ 特に福 から て支援 社会が たいと思います。 っと見る。 れ って よっと考えて すぐ窓 す そこに至 ってい いかんという ると大変難 祉 の二万六千 いろんな 非 言葉 をひ ろんな福 数字を見 止 、ます。 常 で、 力 П 済的 一るま が ち 適

敗 私は 義 つくづく今日の社会と から、 から 開放されたという意味でですよ、 大戦で敗れたことはいいことでしょうけ いう  $\mathcal{O}$ は、 もちろ んあ ア メリ  $\mathcal{O}$ カ型 れ の民 で日

ても、 に生ま 庭の 政の責任 そういう社会を お互 合いながらや れは若い夫婦にとっては大変 ろいろ問題になってきます かることに対しても住民は負担をする覚悟を持 人たちが自分たちの世帯を持 もが大家族 プラス面 による ことを嘆いてもしようがないんですけ るわけですね。 いりますし、 題 の幸 活が近代化されて、 ŋ 面倒をどう見るか、 が が 自 別にそれで北方町がもうけるわけでも何 けですね。 に助け合 れ 出 せになるという錯  $\mathcal{O}$ マイナス面も当然出てきておるわけです が多 気に日本 れ お 面 れ相当な負担 分たちが に今なっておると。 た子供の留守 てまいります。 を行政 年寄りはそのままほったらかしておくということにな 倒 で 高齢化が進みますと、 は っておりました いと思い そうすると、 子供 って、 つの屋根の下で生活をして、 つくっていくためには、 が 昼 例えば保育料が高くてけしからんと言わ (来て、 面倒 が 酮 、ますけ、 日本社会というも 見 の間をだれが面倒を見るか、これ も覚悟する。 これも全部行政 子供 るべ 若 それを喜ぶべきことですけれ を見るわ 覚を皆さん い夫婦が共働きでいきますと、 0 きな 私はこういうシステムになってきた また一方で、 れども、 の保育を行政 つと、 のでよかったんですけ V は、 いことで、 例えば: けですから、 のに、 今度独居老人の問題が出 本 夫婦でおってもお年寄 が起こしてきておる。 その れども、 来、 間 そちら それを見な 核家族化が進んだと、そ が生 の責任に今着せられ のが運営をされ 昔は、 昔で言 へにや 近代生活を営む上 一方で、 お互いに生活 活をして そういう人たちが ね。 その面倒を見 でもないわけ っていただくため  $\mathcal{O}$ ってもらわ 年寄りも何 面 ったら親 いれども、 今度子育  $\mathcal{O}$ で世帯が でも全部に く上 ス て そ な の責任 れまし んとい :を補 1 ŋ 分離 です てお の家 てま の間 では が Ł て カン

いただきたいというふうに思っております。 入るということは非常に難しい環境にあるということも御 は随分聞かされるんです。 あそこは実際は形だけ離婚しておって、 ことですね、 でございますけれども、 らうコストというものを負担するという気持ちになってもら いうふうに思っておるわけでございまして、 世の中の社会というものは成り立っていかんのではな 審査にしろ何にしろ。 行政としてやることに限界があるという しかし、そのことを 一々行政が調査に よく一般 隠れではないかというの 今せ の町民の皆さん っかくの御 理解 いかと から

思っております。

思っております。

思っております。

のという認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに

なという認識をしっかり持つことが必要ではないかというふりなって、税も公平、扱いを受ける人

のという認識をしっかり持つことが必要ではないかというふりにでき

なという認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに

という認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに

という認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに

なという認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに

なという認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに

なという認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに

なという認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに

大きな変化というか、 助けていただくということ。 も食事は食べるわけですので、 けられたらありがたいというか、 で賄うことができないということだと本当にありがたいというか か満たさないということじゃなくて、 くなってきておるという変化というんですか、 も同じことを言われますけれども、 概には言えませんけれども、 立 川良 いという時代の変化を大変に心配をするわけです。 君 よろしくお願 助けたり助けられたりの中で、 払わなくても食べられるんなら払わ 給食そのものはおなかを満たすと 感謝をしなければというの いをしたいと思 そのお金を補うことも、 私はやっぱり心というの 食育ということもあります 例えば家にお います。 町 長も 社 自分 だか つて がな 会に 0

ていますので、よろしくお願いをします。かにこれからはやっていく時代になってきたんではないかと思っになるかならないか私も確信がありませんけれども、ぜひきめ細ら、至れり尽くせりというか、やっぱりそれは人間の心の抑止力

議長そのほかございませんか。

一、

発言なし)

議長これをもって質疑を終結いたします。

 $\vec{\phantom{a}}$ 

討論ござ いますか。

に対して反対討論をします。一、九番 日比玲子君 議案第四十二号の平成二十年度 一般会計決算

とか、 ランドセルの支給とか保育料の据え置き、 見ても、 とにしています。 風機の設置は二年目を迎えました。 こうしたものは評価をするこ 教育に関しては手厚い予算、 れています。やっぱりこうした状況を見ると、こうした今の状況 六円、不納欠損として二千百五十三万九千七百七十三円処理をさ の中においても貧困と格差がどんどん広が 映し出されているのではないかと思っています。その中でも、 政 府が進めてきた構造改革、 給料が上がらず、 個人町民税の中では、 可処分所得は減り続けています。 また要望しました各小 未済額は二億二千三百五十万三十 新自 由 主義路線が 妊婦健診の拡充、また っていきました。 続く中 ·中学校 で、 の扇

渡とか、 わけです。 けですが、 して優遇し、 そして、 いることは明らかではないでしょうか 所得割交付金は本則二〇%課税す こうしたものを見ると、 その中でも町に入ってくる配当割 決算の中においては、 住民のわずかな預貯金の利子は二〇%も取 玉 ますます貧富の格差が広が ・県との密接な関係があるわ べきなのに、 であるとか、 っている 一0%に 株式譲 0

政策審議会については理解をいたしました。

だと考えています。 私は条例のときにも話をいたしましたが、やっぱり継続をすべきすと、介護保険制度ができたからということであるわけですが、の決算では八千円から五千円にしました。これはなぜかといいまですが、寝たきり老人の介護手当の支給については、ことしはこですが、寝たきり老人の介護手当の支給については、ことしはこでよれ、行政改革で無駄を省くことで毎年行われてきているわけ

でも上げてやっていくことが大事ではないかと思っています。 とればい時間給でもあるわけですので、こうしたものを少しは物件費で決算されていますのでちょっと数はわかりませんけど、は物件費で決算されていますのでちょっと数はわかりませんけど、は物件費で決算されていますのでちょっと数はわかりませんけど、 正職員の定数は百二十三、臨時職員は五十二人、パート県からの事務量は大幅にふえています。正職員や臨時職員、パートールのの事務量は大幅にふえています。正職員や臨時職員、パートールのの事務量は大幅にふえています。 正職員や臨時職員、パートールのでもります。 正職員や臨時職員、パーリーのでも上げてやっていくことが大事ではないかと思っています。

ことが問われるのではないかと思っています。も、やっぱり働きやすい職場にするためにどうしていくかという度であります。ある程度の格差というものはやむを得ないにしてずか九十万円から八十万円です。十二カ月で割っても月七万円程そして、各学校の正規賃金は、人によってだと思いますが、わ

でやっていく方向が求められていると思っています。にしても、上げられるところはやっぱり少しでも上げて、みんな先ほども町長から答弁をいただきましたが、これは理解をする

瑞穂市でももう中学校卒業まで入院も通院も無料になりましたの中学校卒業まで私は無料にしてほしいと思っています。本巣市や入院は町として対応されたわけですが、通院も小学校、あるいはそしてもう 一つ、幼児の医療費に ついても、中学校卒業までは

会計から繰り出しをしてほしいと思います。としたり、あるいは未済が非常に多いという中で、やっぱり一般義務的なものだけになっているわけですが、本当に不納欠損で落保の問題が後で出てきますが、国保の一般会計からの繰り出しはで、やっぱりそういうこともやっていただきたいと思うんですが、

ます。以上です。うことを考えたときに、この一般会計には反対をするものでありうことを考えたときに、この一般会計には反対をするものであり地方自治というのは、国の悪政から住民を守る立場であるとい

、議長 討論を終結いたします。

これより議案第四十二号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

起立八名

おり認定されました。一、議長 起立多数であります。よって、議案第四十二号は原案のと

## 日程第八 議案第四十三号について

監査報告を求めます。保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。一、議長 日程第八、議案第四十三号 平成二十年度北方町国民健康

監査委員 歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書 説明に基づきまして実施しました。 算の報告でございますが、 書類の正確性を検証するために、 係法令に準拠して作成されておりまして、 関する調書と関係証書類等により審査した結果、 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決 審査方法は、 証書類の確認と関係職 その結果、 一般会計と同様 その係数 歳入歳出決算書、 気は正確 いずれも関 に、 並びに財 員 いからの 関係 証

書類もよく整備さ 以上 ござ います。 れて お ŋ ノます。 本 決算 は 適 正 なも のと 認 8 ま

 $\overline{\phantom{a}}$ 行います。 案 理 由 の説明が 終 わ って おります 0) で、 これ ょ ŋ 質 疑

九番 それを分けて 平成十六年度 じゃあ国 千四百二十二万三百四十五円、 十円が十六年度であ そして、 <u>=</u> % 日 保会計として悪質な人、本当に生活に困 比玲 どうしてこんなにふえたのかということがまず 払わん人は悪質な人だとい の滞納 いらっしゃるのかどうか、 子 決算審 繰 ったわけ 越ですけ 査 ですが、 の意見書のところ れども、 不納欠損率も十六年に比 <u>-</u> + つも言われてきましたけど、 聞きたいと思 五. ・年度は何と八 百 Ŧ. 十七 からですけ って払えない 万二千三百 います。 して 近 れ 人 兀 Ŧī.

時は 場合、 すけれども、 打ち出していくという中で、 住民保険課主幹 う承認を書 ではない かなか現実、 本町が収 いう不納欠損をしておるわけですが、 といたしましては、 まず一点目 難し して 時 本的 例えば明 かと思うわけです。 納課を設置して、 効 1 面 たというふうに思うんですが、 がとまるのかとか、 問 その分を不納欠損処理としていな に収 題があるんですが、 法的には不納欠損になっていた可能性があるわけで でしてもらったとき、 は、 ただい 7確に本人さんが未納はこれだけ 納課もそういう考え方をしていると思い 平成十六年度当時、 不納欠損率についてでございます。 ま日比議員の御質問 未納者に対するその辺の姿勢を厳 それは 過去 未納がとまるという判定 例えば口頭 の不納欠損 初めてその時点で時 いろんな時効 昨今の未納 確かに五百五十七万円と 今現在、 でござ で未納額を承認 の考え方として、 い部分があ ありますよとい の判定の中 の関係、 我 いますけれ Þ 私 の考 をそそ 効がとま 例えば ますけ の考え った えと した · で非 しく な

> その点、 納欠損 れども、 ですけ うふうに考えております。 不納欠損処理していくというスタンスに当然切りかえております。 の提出をいただいた段階 の段階にお るんだと、 「然我々としては未納者 ただきたいと思います。 いれども、 になっている、 過去がどうだったかと言われると、 納付してくださいとお願いするわけですけ いて、 納欠損に対する法的 厳格に不納欠損処分をしておるというふうに 例えば法的には、 実質的 で判定して、 の方と接触しながら、この未納をどうす したが になっておるも な解 いまして、二十年度に 仮に五年間 釈が若干違 それ以前 明確には言えな のを、 の時 のものについては ってきて 納 効によって不 付誓約書等 れども、そ お 御

ては、 うかということでございます さいということを多い方は二回、 える方は基本的には悪質というふうに判 でしょうが、 い方につい いただいて、 て、未納があるからこの分に ですけれども、 これにつきましては、 方に 短期 け それともう 例えば今回、 保険証を交付していると。 例えば資格証明書は交付せずに、 つい 1 病 まして、 て、 院 ては資格証明書、 現実問題としてはなかなかそこまではできな 相談をいただい の窓口で十割払 点、 我々としては直接お邪魔してお話を聞 その中で、 十月一日 相談されなくてかなり 滞納状況に 悪質な滞納者という認定がされ その前に当然納付相談の文書等を出 から保険証を新たに交付しておるわけ が、 ついて、 て、 って つまり給付 つきましてでござ ただ、 私どもの考え方といたしまして その事情を加味した場合 少ない方は いただくという資格 納付に この便宜 の期間、 そういうことの相 断 一カ月、 して ついて相談 一回ですが の制限でございま おります。 長期滞 もしくは三カ月 いますけ くべきなん 証明書を交 ているかど 納 出させて してくだ そう 三談がな してみ い部分 れども、 に つい

以上です。が、ある意味では悪質というふうに考えておるところであります。が、ある意味では悪質というふうに考えておるところであります。言いかえると、資格証明書を交付されている方

質な人というのは資格証明書 んですか。 対しては短期証明書、そういう区分けをしているということです かわらず、 みなしているわけですね。 ください、 じやあ 比玲子君 気持ちとして 納付相談しますよと言っても来てくれない人を悪質と 悪質な滞納者、 そうしますと、 一月払っていただくとか、そういう方に そして、 納付相談に来ない人は何件くらいある の発行者であ 所得が本当に大変なのにも 今答弁を聞 ŋ, おたくらから来て いていますと、

ども、 住民保険課主 十名程度というふうに考えております。 入してみえて、 というのが相当数ございまして、 この中でちょっとお話ししておきたいのは、 証明書を発行させていただいた世帯は百十二世帯です。 現実的には。 なかなか文書が届かないという方が恐らく五十名近く見え そこに見えて、 今回、 そういう方たちを引くと、 十月 一日からの分につきましては、 資格証明書を発行している方は六 要するに住民票はあるんだけれ いわゆる居所不明者 現実的に本当に加 ただし、

方にも。 可能性 になれば、 はどういう法令としてなっているのか。 が 日比玲子君 あるので、 そうしたら、 結構国民健康保険税は賦課されるわけですよね、この 居所不明の方が五十名ぐらいいるということ 法律としてはこういう居 それがずうっと滞納、 その 滞納でたまってくる 辺をちょっとお尋ね 所不明の方に対して

しては、いわゆる住民基本台帳の整備も当然本課の仕事でござい住民保険課主幹。その点につきましては、一応住民保険課の方と

ので、 その結果、 期に現地 断された方については、 ます その時点で被保険者でなくなるという判断を逐次しており 調査をして、 住民票を削除されますと、 当然郵 .便物等が届かない方については、 そこに現に住居がな 住民票の職権 国保の資格もなくなります の消除を逐次しております。 住んでいな かるべ

ども、 九番 たのか。ずうっとやられてきたけれども、 までの事務的なこと、 不納欠損で落とさせていただくという処理になろうかと思います。 納処分の執行停止をかけまして、その条件が三年間経過すれば、 応税法上の処理といたしましては、 それともう その辺ちょっとお尋ねします。 連絡がなければ不納欠損で落としていくということですけれ ことしは不納欠損額が非常に多いということに対して、今 日 比玲子君 点、 そうしますと、この五十人ぐらいおる中で、 賦課された保険税はどうかということですが きちっとそういうことがなされていなか 居所不明になった時点で滞 今回これだけふえたの 0

住民保険課主幹 うふうに考えております。 いうのが本来の考え方でしょうが、 ておるものですから、 本人の意思として明らかである場合は時効がとまると民法 承認というのは民法の規定を準用するわけですけれども、 基準というものが、 ただきましたが、 い方について、 であったかということは、 に難 私は言った言わんという話になって、 い問題が発生しますので、 不納欠損をする場合に当たっての時 その辺の前段でも、 例えば平成十六年、十五年当時につい 地方税法もそれを準用して時効はとまると これが民法規定の中で、 私の私見としては若干甘えだったとい 現実問題として書面等何もな 先ほどのお話でもさせて 今の段階にお 例えば未納 現実問題と 効 の判定 いては それが は言 てどう

判定が若干甘えだったというふうに考えております。 例えば全額を払えない方については、 言われると、 しているという形になります。 承認していただくということで、 明確に答えることはできませんけれども、 ですので、 民法の規定 その時点に 過去 の時 のことがどうかと '効の中断 おける そ を準 (T) 未 辺 用

議長質疑を終結いたします。

討論ございますか。

会計決算に反対討論をしたいと思います。一、九番 日比玲子君 第四十三号の平成二十年度国民健康保険特別

円から二万五千二百円、 後期高齢者分で九%になり、 りました。 万円から六十八万円に最高限度額はなって、三万円の値上げにな らずです。 額については、 い人にとっては大変深刻な問題だと思います。 そういうところで見ますと、 そして高齢者分で七千円、 四万五千五百円になります。 三千五百円、 九・八五%です。資産割は四八・七から三四%に引き下げられて 下げられました。 とにより、 一・七五%、これは新設をされたわけですが、 % この国民健康保険は、 へ、そして介護分として二・五四%から二% 保の分が五十六万から四十七万円、 そして、 国民健康保険分、 現年課税は約五億四千四百十万円で、 高齢者分は創設して六千八百円、 後期高齢者医療保険制度が創設されたことによっ 所得割が国民健康保険分で八・二%から六 高齢 そして介護保険分で 一万七千円から 一万 後期高齢者医療保険制度が創 者の最高限度額は十二万になり、 計で三万三千円ということになります。 計で四三%です。 均等割が四万五千五百円、 平等割は三万三千円から二万六千円 あるいは介護保険分の保険料 介護保険は九万で変わ そして、 均等割は三万 この均等割は計で 所得割としては 未済が三億七千 高齢者分が 配設され 最高限度 所得 六十五 は 引き の低

り払える保険税にすべきだという考えを持っています。やっぱが最低でしたが、その次が北方というぐらいになります。やっぱ下がって、県内でも、これは年度によって違うんですが、岐阜市ているのではないかと思います。収納率は前年よりも二・四%もは、こうした国民健康保険税が非常に高いということをあらわし七百万円で不納欠損として四千四百十二万円にもなるということ

四十一人で、全体の三一・九%だそうであります。ので義務づけがされていますが、この健診を受けた人はわずか千国保に入っている人はやることに変わりまして、町は保険者ですされたことによって、特定健診とその指導、四十から七十四歳、そして、保険事業では、今度、後期高齢者医療保険制度が創設

願いをして、反対といたします。

現として、反対というします。で、何とかこうしたことについても考えていただきますようにおいまればり高くて払えないというのが現状ではないかと思いますので、何とかこうしたことが問われると思います。将来的には国というので、県としては医療費適正化計画というのをつくって、ペナーをかけるということにもなっていますので、本当にどうかというので、人力には国際いをして、反対といたします。

討論終結の声あり)

これより議案第四十三号を採決いたします。

す。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めま

起立八名

一、議長 起立多数であります。よって、議案第四十三号は原案のと

おり認定されました。

## 日程第九 議案第四十四号について

- 監査報告を求めます。 医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついてを議題といたします。一、議長 日程第九、議案第四十四号 平成二十年度北方町老人保健
- 一、 監査委員 書類等により審査しました結果、 書及び実質収支に関する調書、 老人保健医療特別会計歳入歳出決算書、 施しました。 そして証書類を確認・照合及び関係職員の説明に基づきまして実 算書の報告でございますが、 決算は適正なものと認めました。 その係数は正確で、 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳 その結果、 ほとんど経過措置 証書類もよく整備されておりまして、 これは去る七月二十八日、 並びに財産に関する調書と関係証 いずれも関係法令に準拠してお 歳入歳出決算事項別明細 の形になるわけですが、 関係書類 出決

以上のとおり御報告申し上げます。

行います。一、議長を提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を

質疑、討論省略の声あり)

 $\overline{\phantom{a}}$ 

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

異議なし)

とおり認定されました。、議長の御異議なしと認めます。よって、議案第四十四号は原案の

## 日程第十 議案第四十五号について

者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。一、議長 日程第十、議案第四十五号 平成二十年度北方町後期高齢

監査報告を求めます。

監査委員 八旦、 り、その係数は正確で、 を審査しました結果、 実質収支に関する調書、 合及び関係職員の皆さんからの説明を受けて実施しました。 出決算でございますが、 その結果、 関係書類の正確性を検証するために、 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計 同歳入歳出決算書、 いずれも関係法令に準拠して作成されてお この決算につきましても、去る七月二十 証書類もよく整備されておりまして、 並びに財産に関する調書と関係証書類等 歳入歳出決算事項別明細書及び 証書類との確認、 の歳入歳 昭

以上のとおり御報告申し上げます。

決算は適正なものと認めました。

- 行います。 
  養長 
  提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を
- ですけど、これはどういうことですか。
  円と書いてありますが、こっちの方では十五万二千百円になるんージ、まとめのところの下から五行目、還付未済額は十五万二千一、九番 日比玲子君 今監査報告をいただきましたけれども、一ペ
- ところで未済額として記載されているのが、 住民保険課主幹 ら連絡が来たことによって、 定のものが、 の内金としての十五万二千百円なんですが。 ったので、 本来その年度で返さなきゃならないものが手続的に返せていなか しますのは、 繰越金として二十 決算上としては期間的に間に合っていなくて、後か 基本的に特別徴収をされた方について、還付する予 今の数字の件でございますけれども、 収入は受けているんですけれども、 一年度に繰り越させているという中 この還付未済額と申 まとめ  $\mathcal{O}$
- 万二千円と、町長が出している報告書は百円になっているんで、一、九番 日比玲子君 それはわかるんですけど、この決算書は十五

その百円の相違は何でかと聞いているの。

と普通 円 住民保険課 収入に含まれている額が十五万二千百円あります。 る還付未済額が百円という表示がありますね。 収においての未済額は十五万二千円なんですが、 還付未済額 億三百二十五万八千八百円、 例えば調定額が全体で 徴収に分かれているだけで、ここでいう……。 付未済としてはあるんです。 普通 百円、 主幹 徴収のところの百円というところがありますね 普通徴 決算書の方の九ページですけど、 収 の特別決算書の事項別明細 一億五百十五万五千八百円、 そこから、 ただ、 表示がここで特別徴収 還付未済額ですから で、 普通 十五万二千百 そこの特別徴 この計算 徴収 書を見 収 入済 12 の中 おけ

九番 意見書、 る になっておるけど、 町長が出したのは十五万二千百円になっておるし、 J. 日比玲子君 さっき言 った一ページは十五万二千円になっておるし、 この百円がミスったのか、 申しわけないけど私が聞きたいのは、 それだけ聞い 決算書は百円 監査 て  $\mathcal{O}$ 

収における還付未済額が計上されておるということです。一、住民保険課主幹。この十五万二千円というのはあくまでも特別徴

、九番 日比玲子君 間違いはないわけね。

、住民保険課主幹 間違いないです。

ちょっと整合性がないから聞いているので。 長が出しておるこの主要施策はどうなるの。 ニページのところと一、九番 日比玲子君 そうしたら、こっちのやつはどうなるの。町

住民保険 十五万二千百円と いうのをとらえて表示しております 、ます。 課 主要施策 いうのは、 の方の歳入の概要の保険 普通徴収の中で還付未済が百円ある ので、 数字的 には間違 料 のところ いな  $\mathcal{O}$ 

つは。間違いないかどうかと聞いているだけで。 一、九番 日比玲子君 それはわかるけど、間違いないのか、この

だから、 監査委員 ところは百円差が出ております。 招いたと思うんですが、 十五万二千円と、 未済が十五万二千円でありまして、 いているのは特別徴収分を見るとという話 つと私どもが部分的にちょっと説明したものですから、 過年度分百円がほかにあります。 ちょっと私ども全体を見なかったから、 日比議員のおっしゃる話は、 全体が十五万二千百円なんですが、私の方が書 特別徴収分だけを特別にここに上げただ あと百円はその他の分です。 そこでちょ 私の方が書いた意見書 で、 特別徴収分の還付 ちょっと誤解を っと全体 のや その辺

九番 日比玲子君 はい、わかりました。

一、議長 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

医療保険特別会計の決算に反対討論をいたします。一、九番 日比玲子君 議案第四十五号 平成二十年度の後期高齢者

今まで入っていた国保や健保の各種保険から七十五歳にな 退をさせられて、 徴収になります。 を四月から新設し、 月 れは老人保健医療制度を廃止して、 万五千円の 強制加入をさせられました。 人は天引きの特別徴収で、 岐阜県 の広域連合で今進められています。 新設 の後期高 それ以下の方は普 年金が十八万円以 者 れば脱 医療 制

ない人があるということは、これでも明らかではないかと思いまない人があるということは、これでも明らかではないかと思いま七百八十人、未納が九十三件。非常にひどい状況の中に所得の少四百二十八人、それから特別徴収はわずか六百七人、普通徴収が一けさ聞いたところによりますと、七十五歳以上は北方町では千一けさ聞いたところによりますと、七十五歳以上は北方町では千一方では別している。

しては、 九%、 医療、 すけれども。 れないことになります。 んばかりに、 ていた保険から引き離しをして、年をとったから早く死ねと言わ ると言われています。こうしたことを考えたときに、今まで入っ う方向で、 はやってもやらなくてもいいということで、 保の保険組合も脱退したところも出てきました、 軽くなって、 っているわけ 今までの老人保健の 国保と同じ扱いになるので、 共済費は五万円ということになっています。 本当に現代版のうば捨て山だと思っています。 個別では五百円、 わずかの年金から天引きをする、 県の均 共済や健保の方は負担が重くなるということで、 ですが、 一課税で三万九千三百十円、 加入者に応じてなので、 拠出金とこの高齢 早く死ねと言わんばかりのこの政策に対 集団でやった場合は四百二十円にな お金がなくては医者にもかか 者の支援金とは計算 岐阜県ではやるとい あるいはまた差別 国保とかは負担 解散したわけで 所得割 で七 健診について

安があるんですけれども、そういう状況も中にあります。届かないところで決められてしまう、そういうことにちょっと不が、それだけのメンバーでやられるんで、ほとんど私たち住民のですが、市長とか町村長、議会の代表が 一人おったか知りませんこの間、保険料を決めにいくときに、四十九人の議員がいるわけこの間、保険料を決めにいくときに、四十九人の議員がいるわけ

議長 討論を終結いたします。これより議案第四十五号を採決い議長 討論を終結いたします。これより議案第四十五号を採決いわれると思いますので、そうしたことも含めて反対をいたします。らばらになる、こんな保険制度でいいのかということを本当に問すので、やっぱり今まで入っていた保険から引き離して家族がばって、当れを廃止するという方向で

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

起立八名

おり認定されました。、議長 起立多数であります。よって、議案第四十五号は原案のと

暫時休憩いたします。

午前十一時 五分 休憩

前十一時二十二分 再開

№長 それでは、再開をいたします。

## 日程第十 一 議案第四十六号について

監査報告を求めます。 事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。一、議長 日程第十 一、議案第四十六号 平成二十年度北方町下水道

につきまして監査報告を申し上げます。、監査委員 平成二十年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算

結果、 調書、 正なものと認めました。 係数は正確で、 の説明に基づき実施しました。 証するために証書類との確認・照合、 入歳出決算書、 去る七月二十九日、 並びに財産に関する調書と関係証書類と照合し、 いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、その 歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する 証書類もよく整備されておりまして、 前の会計と同様に、 その結果、 並 びに関係職 関係書類 下水道事業特別会計歳 の正 員 本決算は適 への皆様 審査 確 性 した から を検

以上、御報告申し上げます。

行います。 
行います。 
でいますので、これより質疑を、議長 
提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を

質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十

六号を採決<br />
いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

#### 異議なし)

とおり認定されました。一、議長の御異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案の

## 日程第十二 議案第四十七号について

事業会計決算の認定についてを議題といたします。一、議長 日程第十二、議案第四十七号 平成二十年度北方町上水道

監査報告を求めます。

ります。 ますが、これは地方公営企業法に基づきまして審査に付されてお、監査委員 平成二十年度北方町上水道事業会計決算審査でござい

営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。に準拠して作成されておりまして、その係数は正確で、事業の経て実施しました。審査の結果、その決算書類はいずれも関係法令に、証書類との確認・照合、関係職員の皆様の説明に基づきまし正確に事業の経営成績、財政状態を表示しているか検証するため正確に事業の経営成績、財政状態を表示して財務諸表、この係数が去る六月二十四日、決算報告書、そして財務諸表、この係数が

行います。 
行います。 
を要由の説明が終わっておりますので、これより質疑を

以上のとおり御報告申し上げます。

質疑、討論省略の声あり)

七号を採決いたします。一、議長「質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

異議なし)

議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案の

とおり認定されました。

### 日程第十三 陳情第二号について

択に関する陳情を議題といたします。一、議長 日程第十三、陳情第一号 C型肝炎被害者救済の意見書採

厚生都市常任委員長の報告を求めます。

会議規則第八十九条第一項の規定により報告をいたします。した陳情書を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、厚生都市常任委員長 陳情書審査報告書。本委員会に付託されま

で、御報告申し上げます。会を開催し、審査の結果、採択すべきものと決定いたしましたのの意見書採択に関する陳情書は、平成二十一年九月十八日に委員平成二十一年九月十八日に付託されましたC型肝炎被害者救済

一、議長 委員長報告に対する質疑を行います。

終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

対論を終結いた 終結の声あり)

ます。一、議長の討論を終結いたします。これより陳情第一号を採決いたし

員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。陳情第一号に関する委員長報告は、採択すべきであります。

委

異議なし)

告のとおり採択することに決定をいたしました。
、議長の異議なしと認めます。よって、陳情第一号は委員長の報

見書についてが提出されました。 案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意料諮りをいたします。ただいま福井裕子君ほか四名から意見書

思います。御異議ございませんか。これを日程に追加し、追加日程第一として議題といたしたいと

#### 異議なし)

した。 程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決定いたしま型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを日、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第一号 薬害C

## 追加日程第 一 意見書案第 | 号について

提案者の説明を求めます。 性肝炎患者の救済に関する意見書についてを議題といたします。、議長 追加日程第一、意見書案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス

お手元にあります書でもって説明とさせていただきますので、及び会議規則第十四条の規定により別紙意見書を提出する。肝炎患者の救済に関する意見書について、地方自治法第九十九条五番 福井裕子君 意見書案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性

よろしくお願いいたします。

ととな 九○%以上の患者はカルテによる証明が難しく、 十年から三十年を経過するのに、 被害者と認定された患者に対 液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎 法」により、 肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措 定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型 薬害 C型肝炎 成二十年 から外され った。 裁判所において、 しかしながら、 一月の薬害肝炎訴 ・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書 かねな 状況にある。 C型肝炎は感染してから発症 Ļ カルテ 訟の和解に伴 症状に応じて給付金を支払うこ カルテの保存義務は五年のため ・投薬証明書等によって血 裁判 所 って制定された にお 特措法による救 1 生でに 玉 には医 特

> 差別 多数おり、 患者と認定し、 示書、 じい副作用、 イルス性肝炎患者は、 家族等による証言等も幅広く考慮することにより、 員会で決議もされていることから、これらの患者を救済するため 下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する ること自体が阻害され、 記 よって、 薬害 C型肝炎患者を含む B型・C型肝炎、 証 一、カルテがないC型肝炎患者についても手術記録、 偏見を受けて、 母子手帳等の書面、 人調 国会及び政府におかれては、衆・参両院の厚生労働委 高い医療費の負担や生活に苦しみ、 べや過重な裏づけ証明を患者側に求 肝臓がん、 特措法」の適用による救済を図ること。 進行する病状、 国の責任による救済を痛切に求めている。 特措法による救済を 死への恐怖にさいなまれ、 医師などの投薬事実の証明または本人 インターフェロンのすさま 約三百五十万人のウ 一層困難にしている。 めるため、 いわれなき社会的 薬害C型肝炎 命を失う者も 投薬指

ターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。者年金制度の拡充を初めとした医療費・生活費の助成措置、インる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害二、ウイルス性肝炎患者が、最良の治療体制と安心して暮らせ

格差の解消と肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。三、ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域

こと。社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図る社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図る四、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する

五、薬害再発防止策の構築を図ること。

.....。 六、総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定す

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十 一年九月二十八日、 岐阜県北方町議会。

提出先、 衆議院議長 横路孝弘殿、 参 議院議長 江田五月殿、

閣総理大臣 藤井裕久殿、 厚生労働大臣 鳩山由紀夫殿、 長妻昭殿 法務大臣 千葉景子殿、 財務大臣

以上です。 よろしくお願いいたします。

議長 質疑ございますか。

一、

発言する者なし)

議長 質疑を終結いたします。

 $\vec{\phantom{a}}$ 

討 論ございますか。

(言する者なし)

議長 とおり決することに御異議ございませんか。 お諮りいたします。 ただいま朗読いたしました意見書案の

異議なし)

一、 議長 御異議なしと認めます。 よって、 意見書案第 一号は原案の

とおり可決されました。

#### 程第十四 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査 し出について

日程第十四、 行財政改革問題特別委員会 の閉会中の継 続

査申し出についてを議題といたします。

査 の申し出があります。 委員長から、 行財政改革問題に関する事務調査についての閉会中の継続調 所掌事務のうち、 会議規則第七十 一条の規定によ

お諮りをいたします。 委員長からの申し出のとおり、 閉会中 0)

(議なし)

継続調査とすることに御異議ございませんか。

 $\overline{\phantom{a}}$ 

議長 おり 別会中 御異議なしと認めます。 の継続調査とすることに決定をいたしました。 よって、委員長からの申し出 のと

> 案第二号についてが提出をされました。 お諮りを いたします。 ただいま安藤浩孝君ほか四名から意見書

思います。 これを日程に追加し、 御異議ございませんか。 追加日程第二として議題といたしたいと

異議なし)

議長 として議題とすることに決定をいたしました。 政権公約に関する意見書についてを日程に追加し、 御異議なしと認めます。 よって、 意見書案第二号 追加日程第二 民主党

発言する者あり)

 $\overline{\phantom{a}}$ 体」でございますので、 議長 御指摘のあった場所につきましては、 訂正をお願いいたしたいと思います。 自治会」が 自治

#### 追加日程第二 意見書案第二号について

 $\vec{\phantom{a}}$ 議長 意見書についてを議題といたします。 追加日程第二、意見書案第二号 民主党政権公約に関する

質疑、 討論を行います。ございませんか。

発言する者なし)

一、 議長 とおり決することに御異議ございませんか。 お諮りをいたします。 民主党政権公約に関する意見書案  $\mathcal{O}$ 

異議なしの声あり)

異議ありの声あり)

七番 今民主党が政権をとられて、今まさにその政権公約に向かって政 に フェストに記されておりまして、 のであったかということを考えますと、そのすべてがやはりマニ も動き出し、 ついては、 実際において、 戸部哲哉君 当然私としては共鳴ができるものでありますけれど 国民もそれを期待しながら見守 この意見書を読ませていただきまして、 そのマニフェスト選挙というのがどういうも それを国民が選択をした中で、 っておる中であろ

うと思います。

います。
います。
います。
います。
に関しましては、やはりこれは当然政権公約をした中でのことでに関しましては、やはりこれは当然政権公約をした中でのことでに関しましては、やはりこれは当然政権公約をした中でのことでに関しましては、やはりこれは当然政権公約をした中でのことでに関しましては、やはりこの冒頭にあります。民主

に関して要望を出すのは議会としては時期尚早ではなかろうかと あろうと思うんですけれども、 ろんな面で批判をすることもできましょうし、 公約どおり突き進んでおると。 るでしょうし、 フェストの中でしっかり出されておる中で、 ことでありましょうし、 とを表明されたという文面に関しても、 い部分が非常に多々ありますので、とりあえず今の政権としては そして次に、予算においても概算要求を白紙に戻し、 しっかりとした方向も実際には見えてきておらな このことに関して、今まだ方向性は それはやっぱり結果に対してはい 現段階において、こういったこと まさにこれも当たり前 模索もされておられ 要望もできるので 見直すこ ラマニ  $\mathcal{O}$ 

いたします。回は見送っていただきたいという意味合いにおきまして、反対を私としては少し考慮した方がいいんではないかということで、今そういった点で、今この意見を出されるということに関しては、

五番 福井裕子君 私は、この意見書に対して賛成するものでご議長 賛成討論ありますか。賛成討論があったらどうぞ。

 $\overline{\phantom{a}}$ 

ざいます。

新政権によって関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、

しかねないおそれがあると存じます。 底入れから成長に転ずる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼ雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけではなく、地域とに遺憾という状況であります。万一、関係事業を中止せざるを骨格事業の広報とか周知が済んでいる地方自治体にとって、まこ

すので、賛成といたします。に支障が生じることのないよう行われることを強く要望いたしま地方自治体の進めてきた施策の事業によって、財源問題で執行

起立五名) 意見書案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。議長 それでは、起立によりまして採決をいたしたいと思います。

おり可決をされました。一、議長 起立多数であります。よって、意見書案第二号は原案のと

一、議長 暫時休憩をいたしたいと思います。

午後 一時三十三分 再開午前十一時四十六分 休憩

、副議長 戸部哲哉君 再開いたします。

程第三として議題とすることに御異議ありませんか。お諮りをいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日議長、井野勝已君から議長の辞職願が提出されております。

異議なし)

た。に追加し、追加日程第三として議題とすることに決定いたしまし、副議長「御異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程

### 追加日程第三 議長の辞職の件

副議長 追加日程第三、議長の辞職の件を議題といたします。

一、

井野勝已君の退場を求めます。

#### **八番** 井野勝已君

副議長 職員に辞職願を朗読させます。

身上の都合により、 出ます。 議会事務局長 北方町議会議長 議長を辞職したいので、 井野勝已。 辞職願。 許可されるよう願 このたび

 $\overline{\phantom{a}}$ 副議長 ことに御異議ありませんか。 お諮りいたします。 井野勝已君の議長の辞職を許可する

副議長 職を許可することに決定をいたしました。 異議なし) 御異議なしと認めます。 よって、 井野勝已君の議長の辞

#### **八番** 井野勝已君

副議長 井野勝已議員に申し上げます。

 $\vec{\phantom{a}}$ 

した。 いまあなたから出ております辞職願を許可することに決定されま 一年にわたって議長の重責を全うしていただきましたが、ただ 大変御苦労さまでした。

八番 なりましたことを厚く御礼申し上げます。 井野勝已君 議長在任の二年間は大変皆様方にはお世話 に

まして、 とえに皆様方の御協力のたまものと感謝を申し上げるものであり いても協議をさせていただくことができましたことは、 で、今問題になっておりました議員年金等に係ります諸問題につ で活躍をさせていただくことができました。また、これにあわせ 村議会議長会長として、 退任の 全国町村議会議長会においても監事の推薦をいただく中 一昨年は、 ことしの六月までですけれども、 いろいろな六団体の一員として中央の方 岐阜県 これ はひ  $\mathcal{O}$ 

この二年間どうにか議長職を全うできましたことは、 皆様方の

> だきます。 御協力のおかげと感謝いたしましてお礼の言葉にかえさせていた ありがとうございました。

副議長 ただいま議長が欠けました。

として選挙を行いたいと思います。 お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、 御異議ありませんか。 追加 日程第四

#### 異議なし)

一、 副議長 加し、 追加日程第四として選挙を行うことに決定をいたしました。 御異議なしと認めます。 よって、 議長の選挙を日程に追

暫時休憩いたします。

午後一時三十九分

休憩

午 後 一時 四十分 再開

副議長

#### 追加日程第四 再開いたします。 議長の選挙

一、 副議長 追加日程第四、 議長の選挙を行います。

方法といたしましょうか。 お諮りをいたします。 選挙 の方法は投票、 指名推 選の いず れ 0

#### 議長の声あり)

 $\vec{\phantom{a}}$ 補制でお願いしたいと思います。 田中五郎君 選挙の方法につきましてでありますが、 <u>寸</u> 候

\_ 副議長 御異議ございませんか。 ただいま選挙の方法は立候補制という御意見がありまし

#### 異議なし)

副議長 たします。 異議なしと認めます。 よって、 選挙の方法は立候補制と

暫時休憩をいたします。

午後一時四十一分 休憩

午後三時 十七分 再開

副議長 再開いたします。

ただいまから議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

#### 議場閉鎖

お諮りいたします。会議規則第三十二条第二項の規定により、、副議長のただいまの出席議員は十人であります。

立会人に鈴木浩之君及び安藤浩孝君を指名いたします。御異議あ

りませんか。

#### 異議なし)

び安藤浩孝君を指名いたします。、副議長「御異議なしと認めます。よって、立会人に鈴木浩之君及

投票用紙を配付いたします。

#### 投票用紙配付)

副議長
投票用紙の配付漏れはありませんか。

なしの声あり)

副議長配付漏れなしと認めます。

 $\overline{\phantom{a}}$ 

投票箱を点検します。

投票箱点検)

一、副議長 異状なしと認めます。

紙に被選挙人の氏名を記入の上、順次一番から投票願います。一念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用

文 票

副議長 投票漏れはありませんか。

なしの声あり)

副議長
投票漏れなしと認めます。

 $\overline{\phantom{a}}$ 

投票を終わります。

開票を行います。鈴木浩之君及び安藤浩孝君、開票の立ち会い

をお願いします。

#### **舞**

一、副議長 選挙の結果を報告いたします。

部哲哉君 一票、日比玲子君 一票、以上のとおりであります。のうち、井野勝已君五票、田中五郎君二票、立川良 二君 一票、戸投票総数十票、有効投票十票、無効投票ゼロ票です。有効投票

この選挙の法定得票数は三票であります。よって、井野勝已君

ので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいただいま議長に当選されました井野勝已君が議場におられますが議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

たします。

#### 議場開鎖)

副議長 新議長からごあいさつをいただきます。

新議長 ものの、 当選をさせていただきました。 た中で、 中で議会の責任は非常に重いものだと考えております。そうい かなし遂げたいという思いで、この町のこれからの時代の流れ さん方の温かい御支援、 政の発展に寄与していきたいと存じております。どうかまた、皆 て当選のあいさつとさせていただきます。 かねてから思っておりますことは、今、議会の基本条例を何と 自分としては申し合わせ事項によりまして辞表を書いた あとまた基本条例等整備をする中で議会づくり、また町 井野勝已君 また、皆様方に支持いただきまして議長に 御協力を賜りますようお願いいたしまし まことにありがとうございます。 ありがとうございまし

一、副議長 それでは、議長と交代をいたします。

休憩いたします。

午後三時二十六分 休憩

午後三時三十一分

議長 それでは、 再開をいたします。

程第五として議題とすることに御異議ございませんか。 副議長 お諮りいたします。 戸部哲哉君から副議長の辞職願が提出されております。 副議長の辞職の件を日程に追加し、 追加 日

異議なし)

議長 に追加し、 御異議なしと認めます。 追加日程第五として議題とすることに決定しました。 よって、 副議長の辞職の件を日程

追加日程第五 副議長の辞職の件

議長 追加日程第五、 副議長の辞職の件を議題といたします。

、部哲哉君の退場を求めます。

戸

七番 戸部哲哉君 退場)

議長 それでは、 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 |身上の都合により、 い出ます。 北方町議会副議長 副議長を辞職したいので、 戸部哲哉。辞職願。 許可されるよう このたび

ることに御異議ございませんか。 お諮りをいたします。 戸部哲哉君の副議長の辞職を許可す

(議なし)

職を許可することに決定をいたしました。 御異議なしと認めます。よって、戸部哲哉君の副議長の辞

議長 戸部哲哉議員に申し上げます。七番 戸部哲哉君 入場)

 $\overline{\phantom{a}}$ 

いまあなたから出ております辞職願を許可することに決定され |年にわたって副議長の重責を全うしていただきましたが、た

> ました。大変御苦労さまでございました。 いいたします。 一言ごあいさ つをお願

七番 うございました。 という役職をいただき、 だきまして、また御協力をいただき、 ていただくことができました。短い間でしたけど本当にありがと てまいりました。その間、 戸部哲哉君 二年という短い間でございましたが、 私なりに議長を支えながら一生懸命やっ 皆様方には大変御指導、 議会をスムーズに進行させ 御鞭撻をいた 副 議

議長 ただいま副議長が欠けました。

第六として選挙を行いたいと思います。 お諮りをいたします。 副議長の選挙を日程に追加し、 御異議ございませんか。 追加日程

異議なし)

加し、 議長 追加日程第六として選挙を行うことに決定いたしました。 御異議なしと認めます。 よって、 副議長の選挙を日程に追

追加日程第六 副議長の選挙

一、 議長 方法といたしましょうか。 お諮りをいたします。 追加日程第六、 副議長の選挙を行います。 選挙 の方法は投票、 指名推選の

いずれ

投票の声あり)

議長 選挙は投票により行います。

議 場の出入り口を閉めます。

議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は十人であります。

立会人に廣瀬和良君及び中村広 お諮りをいたします。 会議規則第三十一条第二項の規定により、 一君を指名いたします。 御異議ご

いませんか。

異議なし)

、議長の御異議なしと認めます。よって、立会人に廣瀬和良君及び

中村広一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙配付)

一、議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

なしの声あり)

議長 配付漏れなしと認めます。

 $\vec{\phantom{a}}$ 

投票箱を点検します。

投票箱点検)

一、議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用

紙に被選挙人の氏名を記入の上、順次一番から投票願います。

投 票)

一、議長
投票漏れはありませんか。

なしの声あり)

議長 投票漏れなしと認めます。

 $\overline{\phantom{a}}$ 

投票を終わります。

開票を行います。廣瀬和良君及び中村広一君、開票の立ち会

をお願いいたします。

**開** 

議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十票、有効投票十票、無効投票ゼロ票であります。有

効投票のうち、廣瀬和良君七票、戸部哲哉君二票、日比玲子君

票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって、廣瀬和良君

が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました廣瀬和良君が議場におられま

いたします。すので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定による告知をすので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定による告知を

議場の扉をあけてください。

議場開鎖)

議長 それでは、新副議長からごあいさつをいただきます。

新副議長 廣瀬和良君 多くの皆さん方の御支持を得まして副議新副議長 廣瀬和良君 多くの皆さん方の御支持を得まして副議が副議長 廣瀬和良君 多くの皆さん方の御支持を得まして副議を通じて、北方町にとって一番いい解決方法を見つけ出していきたいなと思っておりますで、議会の持つ役割というのはこれの計議を通じて、北方町にとって一番いい解決方法を見つけ出していきたいなと思っていただくことになりました。地方分権が、長という重責を担わせていただくことになりました。地方分権が、長という重責を担わせていただくことになりました。地方分権が、長という重責を担わせていただきます。ありがとうございましてごあいさったが、

一、議長 それでは、暫時休憩をいたしたいと思います。

します。
委員等の選任をいたしたいと思いますのでよろしくお願いをいた
体憩中に常任委員、もとす広域連合議会議員、農業委員、監査

午後三時四十三分 休憩

午後四時二十八分 再開

議長 再開をいたします。

追加日程第七 常任委員の選任

一、議長 追加日程第七、常任委員の選任を行います。

お諮りをいたします。常任委員の選任については、委員会条例これは、委員の任期満了により行うものであります。

第五条第

一項の規定により、

総務教育常任委員には立川良一君

,部哲哉君、

井野勝已君、

福井裕子君、

中村広

一君の以上五人を

います。御異議ございませんか。藤浩孝君、鈴木浩之君の以上五人をそれぞれ指名いたしたいと思藤生都市常任委員には日比玲子君、田中五郎君、廣瀬和良君、安

#### 異議なし)

しました。 た以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定をいた一、議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしまし

程第八として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。程第八として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。瀬和良議員は連合議員を辞職されましたので、現在欠員になって瀬とす広域連合議会議員の戸部哲哉議員、立川良 |議員及び・

定をいたしました。の選挙を日程に追加し、追加日程第八として選挙を行うことに決の選挙を日程に追加し、追加日程第八として選挙を行うことに決、議長の御異議なしと認めます。よって、もとす広域連合議会議員

## 追加日程第八 もとす広域連合議会議員の選挙

御異議ございませんか。お諮りをいたします。議長から指名いたしたいと思いますが、一、議長追加日程第八、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

#### 異議なし)

- おいけな或事合義AR義員でと川泉「財、冷木告と財、日と令子します。 します。 議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいた

君を指名いたします。 もとす広域連合議会議員に立川良一君、鈴木浩之君、日比玲子

#### 異議なし)

比玲子君を当選人と定めることに御異議ござ

いませんか。

鈴木浩之君、

日

ただいま議長が指名いたしました立川良一君、

しました立川良 一君、鈴木浩之君、日比玲子君がもとす広域連合一、議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名いた

議会議員に当選をされました。

御異議ございませんか。程に追加し、追加日程第九として議題にいたしたいと思います。可長から、農業委員の推薦について依頼があります。これを日

#### 異議なし)

し、追加日程第九として議題とすることに決定をいたしました。一、議長 御異議なしと認めます。農業委員の推薦の件を日程に追加

### 追加日程第九 農業委員の推薦

とにいたしたいと思います。御異議ございませんか。お諮りをいたします。推薦の方法は、議長において指名するこ一、議長 追加日程第九、農業委員の推薦を行います。

異議なし)

とに決定をいたしました。一、議長の御異議なしと認めます。よって、議長において指名するこ

中村広一君の退席を求めます。

西番

中村広 一君

退場)

御異議ございませんか。一、議長をおいませんか。一、議長をれでは、中村広一君を農業委員として推薦いたします。

異議なし)

推薦することに決定をいたしました。一、議長の御異議なしと認めます。よって、農業委員に中村広一君を

「番中村広一君入場」

ただいま農業委員に推薦をされました。一、議長 中村広 一君にお伝えをいたします。

町長から、議案第四十八号 監査委員の選任に ついてが上程さ

したいと思います。御異議ございませんか。れました。これを日程に追加し、追加日程第十として議題にいた

異議なし)

い。追加し、追加日程第十として議題とすることに決定をいたしまし一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十八号を日程に

## 追加日程第十 議案第四十八号について

いてを議題といたします。一、議長 追加日程第十、議案第四十八号 監査委員の選任同意につ

価井裕子君の退席を求めます。

五番 福井裕子君 退場)

議長 町長から提案理由の説明を求めます。

と思います。 、町長 監査委員の選任同意について御提案をさせていただきたい

お願いを申し上げます。を選任いたしたいと思いますので、御同意をいただきますように方自治法第百九十六条第一項の規定によりまして、福井裕子さん何承知のとおり、前任監査委員の辞任がございましたので、地

ようお願いいたします。 非常に公明で誠実な方でございますので、御同意をいただきますまして、本巣郡北方町高屋白木二丁目十六番地に在でございます。 福井裕子さんは、昭和二十八年七月三十 一日の生まれでござい

、議長 質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

に御異議ございませんか。十八号 監査委員の選任同意を求める件は、これに同意すること十八号 監査委員の選任同意を求める件は、これに同意することお諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第四

異議なし)

同意することに決定をいたしました。一、議長の御異議なしと認めます。よって、議案第四十八号はこれに

**五番** 福井裕子君 入場)

一、議長 福井裕子君にお伝えいたします。

お諮りいたします。本日の会議時間が議事の都合により、ただいま監査委員に選任同意されました。

ざいませんか。際、十八時まであらかじめ延長いたしたいと思います。御異議ご

異議なし)

ます。まで延長することに決定をいたしました。よろしくお願いいたしまで延長することに決定をいたしました。よろしくお願いいたし議長「御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は十八時

にお集まりをいただいて、お進めいただきたいと思います。させていただきます。よろしくお願いいたします。各委員会ごとそれでは、委員会の委員長さんの選任がありますので、休憩を

午後四時三十六分 休憩

・ 議長 再開をいたします。

午後四時四十七分

再開

したので御報告をいたします。 休憩中、常任委員会の委員長及び副委員長を決めていただきま

子君であります。

一名ののでは、
一名のであります。

一名のであります。

一名のであります。

一名のであります。

一名のであります。

一名のであります。

一名のであります。

一名のであります。

## 追加日程第十 一 議会運営委員の選任

これは、委員の任期満了により行うものであります。一、議長 追加日程第十 一、議会運営委員の選任を行います。

ございませんか。 哲哉君、 条例第五条第 諮りをいたします。 日 比玲子君の四名を指名 一項の規定により、 議会運営委員の選任については、 立川良 いたしたいと思 君、 田中五郎 います。 君、 御異議 委員会 戸部

#### 異議なし)

た諸君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。、議長「御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしまし

暫時休憩をいたします。

午後四時四十八分 休憩

午後五時 〇九分 再開

議長再開をいたします。

副委員長が決まりましたので、御報告をいたします。御報告をいたします。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正・

いたしたいと思います。御異議ございませんか。らありましたので、日程に追加し、追加日程第十二として議題と議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について、委員長か委員長に戸部哲哉君、副委員長に日比玲子君が決まりました。

#### 異議なし)

て議題とすることに決定をいたしました。の継続調査申し出についてを日程に追加し、追加日程第十二とし議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中

# 出について 追加日程第十二 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し

出についてを議題といたします。 議長 追加日程第十二、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し

本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の委員長から所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により、

継続調査の申し出があります。

続調査とすることに御異議ございませんか。お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継

#### 異議なし)

り閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。議長の興議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとお

日比玲子君にお願いいたします。哲哉君、厚生都市常任委員会の委員長の田中五郎君、副委員長の戸部君、総務教育常任委員会の委員長の立川良一君、副委員長の戸部正・副委員長にお願いいたしたいと思います。副議長の廣瀬和良正・副委員長にお願いいたしたいと思います。副議長の廣瀬和良

立川良 孝君、 間の任期が満了いたしました。 会委員に立川良 理公社理事に日比玲子君、 理事に立川良 画審議会委員に田中五郎君、 安藤浩孝君、 員に廣瀬和良君、 の二人を、行政改革懇談会委員に井野勝已君、 ここで、 農業振興地域整備促進協議会委員に鈴木浩之君、井野勝已君 未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会委員に井野勝已君 まちづくり活動事業審査委員会委員に立川良 戸部哲哉君の三人を、 御異議ございませ 君、 各種委員または理事についても申し合わせにより二年 廣瀬和良君、 田中五郎君の三人をそれぞれ指名いたしたいと思 一君を、 水道事業経営審議会委員に田中五郎君、 日比玲子君、 んか。 給食調理場運営委員会委員に井野勝已君 戸部哲哉君の二人を、 中村広一君、 安藤浩孝君の二人を、 公害対策審議会委員に立川良 休憩中の協議により、 鈴木浩之君、 福井裕子君の五人を、 廣瀬和良君の二人 戸部哲哉君の四人 図書館運営委員 一君を、 土地開発公社 社会教育委 施設管 安藤浩 一君、 計

#### 異議なし)

しました。 た諸君をそれぞれの委員または理事に推薦することに決定をいた議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしまし

町長 それでは、閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申ましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。以上、付託されました案件はすべて本会議において終了いたし

てまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。大九月議会、連休が挟まりましたので大変長い期間になりました、本議中に御指摘をいただきましたので大変長い期間になりましたをいただきまして、まことにありがとうございました。 審議中に御指摘をいただきましたので大変長い期間になりましたし上げたいと思います。

午後五時十五分 閉会たします。大変御苦労さまでございました。 これをもって平成二十二年第六回北方町議会定例会を閉会とい議長 本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

変ありがとうございました。

こに署名する。 右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためこ

平成二十 |年九月二十八日

議 長

副議長

署名議員

署名議員